

# 設計(変更)審査申請書(建売住宅) 販売等に関する届出書

(第一面)

公庫の定める建設基準、融資条件、手続き等を了承し、下記のとおり設計(変更)審査を申請します。  
なお、当申請書及び添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。

受託地方公共団体等 殿

申請日 平成 年 月 日

申請者

1. 建物建設事業主 (売主)	名称		印
	連絡先	〒	電話( )-( )-( )
2. 土地販売事業主 (1と異なる場合 のみ記入)	名称		印
	連絡先	〒	電話( )-( )-( )

設計変更の内容又は連絡事項

住宅番号	変更内容又は連絡事項	5	
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	

- 申請者は太線の枠内のみ記入してください。(※印のついた欄内は記入しないでください。)
- 裏面の記載要領等をお読みの上記入してください。

## 販売等に関する届出書

設計審査の申請を行うに当たり、本申請住宅の販売及び施工に関して、下記の事項について遵守いたします。

記

- 建築基準法その他の関係法令を遵守し、設計図書に従い、適切に施工します。
- 購入予定者には、売買契約上の瑕疵担保及びアフターサービスの内容を十分説明し、その内容に基づいて是正の申出があった場合は、誠意をもって対応します。
- 公庫が必要と認める調査、報告等に応じます。
- 公庫融資をお申込みされる方への住宅販売においては公庫融資制度の趣旨及び目的に沿った適正な販売活動を行います。

住宅金融公庫 殿

※受託地方公共団体等受付欄	※整理簿記入照合欄	※判定欄
		(合格年月日及び番号) 平成 年 月 日 第 号
※審査員氏名	※備考欄	

## 記載要領等

(注1) 平成17年4月1日以降に設計審査の申請を行った住宅については、現場審査(中間時)の申請時に、取扱金融機関から融資予定者に交付される「融資承認通知書」の写しの提示が必要となりますのでご注意ください。

(注2) 設計審査申請は、複数住戸まとめて1申請として申請することができます。ただし、工事の工程や販売時期等が異なることにより現場審査が実施できなくなる住戸がでけますので、この様な場合は、複数住戸での設計審査申請を行わず、別々に分けて設計審査の申請を行ってください。

I この申請書は(第一面)から(第三面)まで記入のうえ申請してください。

II 第一面について

- 1 「申請者」欄については、建物と土地の販売者が異なる場合、連名申請とすることとし、各々の内容を記入してください。  
なお、販売者は原則として宅地建物取引業法第3条1項に規定されている免許を有する宅地建物取引業者であることが必要です。
- 2 「設計変更の内容又は連絡事項」欄は、構造種別、戸建型式、階数、戸数、割増融資工事等の追加、基準金利適用住宅の工事の追加またはタイプの変更、融資限度額の増額を伴う床面積の変更など設計変更審査申請を行う際、住宅番号ごとにその内容を記入してください。

III 第二面について

「3.地域及び地区」欄は都市計画上定められた地域・地区の該当する番号の□欄をチェック(✓)し、高度地区、区画整理施行地区及び計画道路等に該当する場合は「その他の地域及び地区」の欄に具体的に記入してください。

IV 第二面及び第三面について

- 1 「基準金利適用住宅」欄については、5又は6の該当する□欄をチェック(✓)してください。(ただし、住宅部分の床面積が175㎡以下のものに限りです。)
- 2 割増融資工事等を実施する場合(基準金利適用住宅と同じ基準の割増融資を希望する場合を含む。)は、当該工事及び第二面の8の□欄をチェック(✓)し、当該工事の内容を記入してください。

V 第三面について

「9.棟別建設計画に関する事項」

- 1 「構造」欄においては、下記に基づいて該当する番号の□欄をチェック(✓)してください。
  - (1) 木(耐久性)とは、準耐火及び耐火以外のもので、公庫の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。  
なお、在来木造住宅を基準金利適用住宅として申請する場合があります。
  - (2) 準(一般)とは、主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根などをいう)を建築基準法上の準耐火構造とした住宅、またはツーバイフォー住宅やプレハブ住宅のうち公庫承認の防火性能を備えた住宅等が該当します。
  - (3) 準(高性能)とは、主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根などをいう)を1時間の耐火性能を有する準耐火構造(建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に該当(一部を耐火構造としたものも含まれます))とし、公庫の定める耐久性向上措置を施したものです。
  - (4) 耐火とは、主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根などをいう)を建築基準法上の耐火構造とした住宅です。鉄筋コンクリート造の住宅等が該当します。  
また、性能耐火(耐久性有)とは、主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根などをいう)を耐火設計法(改正後の建築基準法第2条第9号の2イ(2))の基準に適合するものとしたもののうち、公庫の定める耐久性向上措置を施したものです。
- 2 「工法」欄は、設計登録住宅の場合のみ、「会社名」及び「承認番号」の記入も行ってください。
- 3 「延べ面積」欄には、下記に該当する部分の床面積を記入してください。
  - (1) 「住宅部分」は、住宅のうち地下室(居室、炊事室、便所、浴室等を除く。)、車庫、別棟の物置及びバルコニー部分の床面積を除いた面積。
  - (2) 「車庫等」は、地下室(居室、炊事室、便所、浴室等を除く。)、住宅部分の専用使用に係る車庫及びバルコニー部分の床面積。(バルコニーについては、建築基準法上の延べ面積に算入される場合のみ面積を含めてください。)
- 4 「敷地面積」欄において、連続建の場合は、1棟全体の敷地面積を記入し、その上に「(1棟全体)」と記入してください。

申請住宅及びその敷地等に関する事項

1. 融資区分		<input type="checkbox"/> 1. 一般建売住宅(住まいひろがり(親族型)を含む) <input type="checkbox"/> 3. 住まいひろがり(本人型)	
2. 建設の場所(地名地番)		<p style="text-align: right;">団地名</p>	
3. 地域及び地区	都市計画区域	<input type="checkbox"/> 1. 都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 2. 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 3. 区域外	
	用途地域	<input type="checkbox"/> 1. 第1種低層住専 <input type="checkbox"/> 2. 第2種低層住専 <input type="checkbox"/> 3. 第1種中高層住専 <input type="checkbox"/> 4. 第2種中高層住専 <input type="checkbox"/> 5. 第1種住居 <input type="checkbox"/> 6. 第2種住居 <input type="checkbox"/> 7. 準住居 <input type="checkbox"/> 8. 近隣商業 <input type="checkbox"/> 9. 商業 <input type="checkbox"/> 10. 準工業 <input type="checkbox"/> 11. 工業 <input type="checkbox"/> 12. 未指定	
	防火地域	<input type="checkbox"/> 1. 防火 <input type="checkbox"/> 2. 準防火 <input type="checkbox"/> 3. 未指定	その他の地域及び地区
4. 工期		着工予定日	平成    年    月    日
		竣工予定日	平成    年    月    日
5. 設計者	名称		
	連絡先	電話(    )-(    )-(    )	
6. 工事監理者	名称		
	連絡先	電話(    )-(    )-(    )	
7. 工事施工者	名称		
	連絡先	電話(    )-(    )-(    )	

8. 基準金利適用住宅及び割増融資工事の内容

基準金利適用住宅	<input type="checkbox"/> 5. バリアフリー+耐久性	原則として住宅金融公庫監修 仕様書による。高齢者等の寝室のある階(    )階	
	<input type="checkbox"/> 6. 省エネルギー+耐久性	原則として住宅金融公庫監修 仕様書による。	
割増融資工事			
<input type="checkbox"/> 42. バリアフリー	原則として住宅金融公庫監修 仕様書による。高齢者等の寝室のある階(    )階	<input type="checkbox"/> 158. 太陽光発電設備	製造会社名(    ) 公庫確認番号(    )
<input type="checkbox"/> 161. バリアフリー (高齢者等設備併設)	原則として住宅金融公庫監修 仕様書による。高齢者等の寝室のある階(    )階  <input type="checkbox"/> 1. ホームエレベーター <input type="checkbox"/> 2. 階段昇降機 <input type="checkbox"/> 3. 移動用リフト <input type="checkbox"/> 4. 高齢者等仕様のキッチン等 <input type="checkbox"/> 5. 高齢者等仕様の浴室 <input type="checkbox"/> 6. 自動消火装置等	<input type="checkbox"/> 159. 換気設備	
		<input type="checkbox"/> 48. 高規格住宅(環境配慮型)	原則として住宅金融公庫監修 仕様書及び各地方公共団体の定める環境負荷低減に有効な資材の基準による。
		<input type="checkbox"/> 68. 積雪地対応(克雪)	<input type="checkbox"/> 1. 融雪式 <input type="checkbox"/> 2. 落雪式 <input type="checkbox"/> 3. 耐雪式
<input type="checkbox"/> 69. 積雪地対応(高床)	基礎の地盤面からの高さ(    )m	<input type="checkbox"/> 11. 超長期親子返済	居室(    )室、炊事室(    )室 便所(    )ヶ所、浴室(    )室 高齢者等の寝室のある階(    )階
<input type="checkbox"/> 151. 省エネ(次世代型) <input type="checkbox"/> 153. 省エネ(一般型)(開口部なし) <input type="checkbox"/> 154. 省エネ(一般型)(開口部あり)	原則として住宅金融公庫監修 仕様書による。		
<input type="checkbox"/> 162. 省エネ(次世代型)(パッシブ併設) <input type="checkbox"/> 163. 省エネ(一般型)(開口部なし)(パッシブ併設) <input type="checkbox"/> 164. 省エネ(一般型)(開口部あり)(パッシブ併設)	原則として住宅金融公庫監修 仕様書による。 製造会社名(    ) 公庫確認番号(    )		
<input type="checkbox"/> 156. 暖冷房・給湯設備	製造会社名(    ) 公庫確認番号(    )		
	製造会社名(    ) 公庫確認番号(    )		

(注1) 「高齢者等の寝室のある階」には、新築時に高齢者がいない場合においては、将来、居住者が高齢者となった場合に寝室として使うことが想定される部屋のある階を記入してください。

(注2) 仕様書は工事内容を明示したものであれば、公庫監修以外のものを使用しても差し支えありません。

